お宝買取団高松店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

油山ぐ城女		
届出者の氏名又は 名称及び住所	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	
大規模小売店舗の 名称及び所在地	お宝買取団高松店 香川県高松市上福岡町2021-1外	
変更しよとする事項	1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 2,500㎡ (変更後) 1,733㎡	
	2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項①駐車場の位置及び収容台数(変更前)	
	位置	収容台数
	駐車場①(別添 図面3 建物配置図及び1階平面図(変更前))	58台
	合計	58台
	※別途従業員駐車場として7台確保	
	(変更後)	
	位置	収容台数
	駐車場(別添 図面6 建物配置図及び1階平面図(変更後))	72台
	合計	72台

※従業員は公共交通機関を原則とし、やむを得ず必要な場合は周辺月極駐車場等を確保

- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

翌午前0時00分

(22)117			
開店時刻	閉店時刻		
午前10時00分	午後9時00分		
(変更後)			

開店時刻 閉店時刻

午前0時00分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場① (別添 図面3 建物配置図及び1階平面図(変更前))	駐車場利用可能時間帯
駐車場①	午前9時30分 ~午後9時30分

(変更後)

駐車場利用可能時間帯

お宝買取団高松店

	(別添 図面6 建物配置図及び1階平面図(変更後))	
	駐車場	午前0時00分 ~翌午前0時00分
変更年月日 平	成27年7月29日	

2 届出年月日

平成27年7月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成27年8月7日から平成27年12月7日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成27年12月7日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市 創造都市推進局産業経済部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ